

In depth

A look at current financial reporting issues

February 2015
No.INT 2015-09

目次

1. 基本となる原則
および定義1
2. 適格資産 2
3. 借入コスト 4
4. 企業グループの
財務諸表における
借入コスト 8
5. 為替差損益 10
6. 資産化の終了12
7. IAS 第 23 号と
IAS 第 11 号の
相互関係12
8. 初度適用13

IAS 第 23 号—借入コストの資産化

要点

国際会計基準(IAS)第23号「借入コスト」は、国際財務報告基準(IFRS)の中で最も短い基準のひとつです。この基準は、2009年に適格資産の取得または建設に起因する借入コストを費用処理する選択肢を削除したことを除いて、1993年以降、実質的な変更はありません。しかしながら、このシンプルに見える基準は、実務上の適用に関して明確な解決策を示していないことから、頻繁に質問が提起されています。

提起される質問には、適格資産取得のための特別の借入か一般目的の借入か、いつ資産化を開始すべきか、資産化に適格な借入コスト総額、および外国為替差損益を資産化すべきかどうか等が含まれています。本資料では、これらの実務上の課題に焦点を当てています。

1. 基本となる原則および定義

IAS 第 23 号の基本となる原則はシンプルです。すなわち、「適格資産の取得または建設に直接起因する借入コストは、資産化しなければならない。その他のすべての借入コストは費用として認識する必要がある」というものです。

IAS 第 23 号で定義された用語は、「借入コスト」と「適格資産」の 2 つしかありません。

借入コストとは、「企業の資金の借入れに関連して発生する利息およびその他のコスト」をいいます。

適格資産は、「意図した使用または販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産」と定義されています。適格資産の例としては、製造工場、不動産および橋や鉄道などのインフラ資産があります。

本基準は、生物資産や投資不動産など、公正価値で測定される資産に対して強制適用されません。また、繰り返し大量に製造される棚卸資産についても適用範囲から除外しています。ただし、企業は、本基準の適用範囲に含まれない種類の資産の借入コストについて資産化することを選択できます。

以降のセクションでは、実務で見られる適用上の論点および IAS 第 23 号のさまざまな要素に関連して提起された具体的な質問を検討します。

本資料は、IAS 第 23 号の適用方法に関する、いくつかの実務上の論点について考察しています。追加的な規則を設定することなく、本基準をどのように適用するかにあたってのガイダンスとなることを趣旨としたものです。企業は本基準の全文を検討し、監査人と協議し、会計処理に関する各社特有の疑問について専門的な判断を行う必要があります。

2. 適格資産

借入コストの資産化を開始する前に満たされなければならない3つの条件の1つは、企業の適格資産への支出が発生していることです。適格資産は、使用または販売が可能となるために相当の期間を要するものでなければならないため、取得時に企業の意図した使用または販売が可能となっている資産は、適格資産に該当しません。本基準では、「相当の期間」が定義されておらず、12か月という基準が頻繁に使用されますが、それよりも短い期間も同様に正当化される可能性があります。

以下では、適格資産に関して頻繁に提起されるいくつかの質問を検討します。

2.1 「相当の期間」を定義する規則は存在しますか

いいえ。IAS 第23号では、「相当の期間」について定義していません。経営者は、どの資産が適格資産に相当するかについて、さまざまな要因、特に資産の性質を考慮した上で、判断を行わなければなりません。使用が可能となるまでに通常1年以上かかる資産は、一般に適格資産に相当すると考えられます。経営者は、いったん要件と資産の種類を選択したら、これらを同じ種類の資産に対して首尾一貫して適用しなければなりません。

2.2 ワインやチーズなど、生産期間が長い棚卸資産の生産のための資金調達に関して発生した借入コストは資産化できますか

はい。IAS 第23号は、繰り返し大量に製造される棚卸資産に関する借入コストの資産化を義務づけていません。利息の資産化は、ワインやチーズのように、生産サイクルが「相当の期間」を要するものに限って容認されています。このような棚卸資産に関する借入コストを資産化するかどうかは会計方針の選択の問題です。

2.3 IAS 第23号に基づき、無形資産を「適格資産」に分類できますか

はい。意図した使用または販売が可能となるまでに相当の期間を要する無形資産は、「適格資産」となります。これには、ソフトウェアのように、完成するまでに「相当の期間」を要する、開発段階にある自己創設の無形資産が該当します。資産化率は、資産化された原価にのみ適用されます。

2.4 資産が適格資産かどうかを評価する際に、経営者の意図は考慮されますか

はい。経営者は、取得日において、資産が「意図した使用または販売ができるか」どうかを評価しなければなりません。経営者が資産についてどのような使用を意図しているかによって、当該資産は適格資産に該当する可能性があります。例えば、大規模な固定資産グループと組み合わせなければ使用できない資産を取得した場合、あるいは特定の適格資産を建設するために特別に資産を取得した場合、当該取得資産が適格資産であるかどうかは、他の資産との組み合わせで評価されることになります。

設例—テレコム企業のライセンス

事例

あるテレコム企業が 3G ライセンスを取得しました。このライセンスは第三者への売却あるいは使用許諾が可能です。しかし、経営者の意図は、当該ライセンスについて無線ネットワークを運営するために使用することです。このネットワークの開発は、ライセンスの取得時に開始されます。

質問

この 3G ライセンスの取得に関する借入コストは、無線ネットワークについて意図した使用が可能となるまでの間、資産化しなければなりませんか。

回答

はい。このライセンスは、無線ネットワークを運営することだけを目的として取得されたものです。当該ライセンスが第三者に使用またはライセンス許諾できるという事実はここでは無関係です。当該ライセンスの取得は、より大規模な投資プロジェクト(ネットワークの開発)における第一段階です。これは、ネットワークに対する投資の一部であり、IAS 第 23 号に基づく適格資産の定義を満たします。

設例—認可および設備の取得

事例

ある不動産会社において、ビルの建設の認可を取得するための費用が発生しています。この不動産会社は、複数のビルの建設に用いる予定の設備も取得しています。

質問

ビル建設が完了するまでの期間、認可および設備の取得に関する借入コストを資産化できますか。

回答

あるビルに特有の認可については資産化できます。認可の取得は、より大規模な投資プロジェクトの第一段階です。それはビルの建設コストの一部であり、適格資産の定義を満たします。

一方、他の建設プロジェクトで使用される設備については資産化できません。当該設備は、取得日において「意図した使用」が可能な状態になっており、適格資産の定義を満たしません。

2.5 サービス委譲契約において、営業者はインフラ資産の建設あるいは改修から生じた借入コストを資産化しなければなりませんか

サービス委譲契約は IFRIC 解釈指針第 12 号(IFRIC 第 12 号)に従って会計処理されます。建設あるいは改修サービスと引き換えに受取った対価は、契約条件に従い金融資産または無形資産のいずれかとして公正価値で認識されます。

無形資産を認識したサービス委譲契約の営業者は、建設段階で発生した、関連する借入コストを資産化します。一方、金融資産を認識した営業者は、借入コストを発生時に費用処理します。

2.6 投資不動産として将来使用するために建設中または開発中の不動産は、企業が投資不動産を公正価値で測定する会計方針を採っている場合、建設期間中も公正価値で測定しなければなりません。公正価値で測定される投資不動産に起因する借入コストは資産化することができますか

はい。IAS 第 23 号は、純額ベースでは資産の帳簿価額には影響が及ばないとして、公正価値で測定される資産の借入コストの資産化を義務付けていません。しかし、経営者は引き続き、このような借入コストを資産化することを選択できます。資産化を選択した企業は、建設期間中に発生した利息費用から、資産化した借入コストに該当する金額分を減額するとともに、投資不動産の帳簿価額を調整します。投資不動産の公正価値による再測定は、当年度の損益として計上される、投資不動産の公正価値変動により生じる利得または損失に直接影響を及ぼします。

3. 借入コスト

本基準には、特別借入および一般借入の資産化に適格な借入コストを決定する特定の要求事項があります。特別借入は、適格資産を取得する目的のために特別に借り入れた資金です。特別借入については、実際に発生したコストが資産化されます。企業が一時的に一部の資金を再投資する場合、稼得した投資収益について、資産化に適格な借入コストから控除する必要があります。

特定されていないすべての借入は一般借入となります。資産化に適格なコストは、適格資産の支出に資産化率を乗じることによって算出されます。資産化率は、企業の当期中の借入金残高に適用される加重平均借入コストです。資産化に適格な借入コストの金額は、常に、当期中に発生した実際の借入コストの金額に制限されます。

3.1 優先株式の配当は借入コストとして資産化されますか

配当の会計処理は優先株式の分類によって異なります。優先株式が負債として分類される場合、配当は実質的に金利コストであり、借入コストに含まれます。資本に分類された優先株式の配当は、借入コストに含まれません。

3.2 資産除去債務およびその他の引当金に係る利息の増価は借入コストとして資産化されますか

資産除去債務に係る利息の増価については借入コストから除外されます。IFRIC 解釈指針第 1 号の第 8 項では、資産除去債務に係る利息の増価について、IAS 第 23 号による資産化は認められないと具体的に記載しています。

IAS 第 23 号に具体的に述べられていませんが、その他の種類の引当金に係る利息の増価は、通常、借入コストから除外されます。借入コストは、資金の借入に関連して企業に発生する利息およびその他のコストと定義されます。IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の要求事項に基づいて生じた引当金に係る利息の増価は、借入コストの定義を満たしません。

3.3 ある子会社は、親会社から無利子の借入金を調達し、これを適格資産の建設に使用しました。利息額は、当該子会社の個別財務諸表に借入コストとして資産化されますか

当該負債は、IAS 第 39 号に従って、公正価値で当初認識されます。子会社は、当該借入金の公正価値と親会社から受取った資金との差額をどのように会計処理するかについて会計方針の選択ができます。当該差額は、子会社の資本の増加、あるいは損益計算書における収益のいずれかとして取り扱うことが可能です。この取り扱いには、当該取引の経済実態を反映させなければなりません。収益として取り扱う場合、当該利得は借入コストの減額を表すものではありません。

当該負債は、当初認識後、実効金利法を用いて計上された利息と共に、償却原価で測定されます。実効金利法を用いて決定された利息は借入コストの構成要素であり、資産化に適格なコストの算定において考慮する必要があります。

3.4 個別プロジェクトの借入から生じる利息に対するキャッシュ・フローまたは公正価値ヘッジによる影響は資産化されますか

はい。本基準は、ヘッジの影響を資産化すべきかどうかについては取り扱っていません[IAS 第 23 号 BC21 項]。しかし、IAS 第 39 号でヘッジ関係を規定している目的は、特定の債務に関連している企業の借入コストを修正することです。したがって、企業はIAS 第 39 号に従ってヘッジ関係に指定された借入から生じる利息を、ヘッジ会計による影響を考慮した上で、資産化しなければなりません。IFRS 第 9 号においても同様の取扱いが適用されます。

なお、当該ヘッジ関係の非有効部分は、引き続き損益に認識する必要があります。

3.5 IAS 第 39 号でヘッジ関係として指定されていないデリバティブ金融商品(例:金利スワップや為替スワップ)の利得および損失を資産化することは適切ですか

いいえ。このような金融商品は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」に該当します。当該金融商品は、IAS 第 39 号のヘッジ関を通じて企業の借入活動に結びついているものではないため、そのようなデリバティブに係る利得および損失は、IAS 第 23 号に定義される借入コストとみなされません。IFRS 第 9 号においても同様の取扱いが適用されます。

3.6 資産化率の算定に際して、借入に対するキャッシュ・フロー・ヘッジまたは公正価値ヘッジの影響を考慮しますか

はい。IAS 第 39 号によるヘッジ関係の指定は、企業の借入コストを修正するものです。企業が特定のプロジェクトに関連しない資金を借り入れる場合、IAS 第 23 号第 14 項に従って算定される資産化率は、適格資産を取得するために特別に行った借入を除くすべての借入金残高に関して、IAS 第 39 号に基づいて指定された有効なヘッジ関係を考慮した上で、算出されます。

なお、当該ヘッジ関係の非有効部分は、引き続き損益に認識する必要があります。

3.7 資産の建設の資金調達に使用された現金の機会原価を表す「概念上の」借入コストを資産化することができますか

いいえ。「概念上の」借入コストは資産化できません。IAS 第 23 号は、資産化できる金額を実際に発生した借入コストに限定しています。本基準では、資本の実際原価または帰属原価については取り扱わないとしています。企業に借入がなく、自らの手許現金を固定資産の建設の資金源として使用している場合、企業は、当該現金に関して得られた可能性のある利息を過去の便益を表すものとして資産化できるとみなすことはできません。

3.8 企業が一般借入に関連して投資収益を得ている場合、その投資収益を資産化が可能な借入コストから控除できますか

いいえ。特定借入の場合には、借入コストから投資収益を控除するというガイダンスがありますが、一般借入についてはそのような特有のガイダンスはありません。一時的に投資した資金について、その他の資金源(資本や営業活動により得られた現金)からではなく、一般借入から投資した資金とみなすことはできません。したがって、一時的な投資による収益を一般借入から得られたものであると証明することはできません。

3.9 企業は適格資産の資金調達に一般借入を使用しています。しかしながら、営業活動から得られるキャッシュ・フローは、当期発生した資本的支出の資金をまかなうのに十分であると見込まれています。当該一般借入について、運転資本およびその他の取引(例:合併・買収、ファイナンス・リース等)を目的とする資金調達に利用しているものであり、適格資産の資金調達には使用していないので、借入コストは一切資産化されないと主張することはできますか

いいえ。一般借入は、まず適格資産の資金調達のために使用されると推定されます(適格資産のための特別の資金をすべて使用した後)。これは、営業活動から得られるキャッシュ・フローが資本的支出の資金調達に十分である場合であっても同様です。資産化率は適格資産の帳簿価額全額に適用されます。適格資産の取得・建設とその他の支出との間の一般借入の配分(例えば、キャッシュ・フロー計算書に基づく)について、IAS 第 23 号ではガイダンスを提供していません。

3.10 適格資産が、当該資産のための特別の借入と一般借入との組み合わせにより資金調達された場合、資産化に適格な借入コストの金額をどのように決定しますか

資産化に適格な借入コストの金額の算定は、以下のとおりです。

- 資産化に適格な借入コストの金額は、当期中に特別借入について発生した実際の借入コストから特別借入に関連する一時的な投資による投資収益を控除した差額として算定されます[IAS 第 23 号第 12 項]。
- 一般借入に係る資産化に適格な借入コストの金額は、適格資産への支出に資産化率を乗じることにより算定されます。この資産化率は、企業の当期中の借入金残高(適格資産の取得のために特別に行った借入を除く)に対する借入コストの加重平均です[IAS 第 23 号第 14 項]。以下の設例は、資産化される借入コストの金額の算定方法を示しています。

設例

2013年7月1日、A社はC2,000,000のビルの建設に関する契約を締結しました。このビルは、2014年6月末に完成しました。当期中に、請負業者に対して以下の支払が行われました。

支払日	金額 (C)
2013年7月1日	200,000
2013年9月30日	600,000
2014年3月31日	1,200,000
2014年6月30日	200,000
合計	2,200,000

A社の2014年6月30日の年度末時点での借入は以下のとおりでした。

1. 年利10%(単利)の4年債(今回のプロジェクトに特に関連するもの);2014年6月30日時点の残高はC700,000。この負債に関して当期発生した利息はC65,000。支払に備えて保有している間の資金から得られた利息収益は、C20,000。
2. 年利12.5%(単利)の10年債;2013年7月1日時点の残高はC1,000,000で、当期中はこの残高に変化はなかった。
3. 年利10%(単利)の10年債;2013年7月1日時点の残高はC1,500,000で、当期中はこの残高に変化はなかった。

この設例では、利息費用は借入コストと同額と仮定します。

解答

適格資産の取得に関連して発生した支出は、まず特別借入に配分され、残りの支出は、一般借入に配分されます。

支出の分析:

	金額 (C)	特別借入に配分 される金額 (C)	一般借入に配分 される金額 (C)	期間で加重した残高 (C)
2013年7月1日	200,000	200,000	-	-
2013年9月30日	600,000	500,000	100,000*	$100,000 \times 9/12 = 75,000$
2014年3月31日	1,200,000	-	1,200,000	$1,200,000 \times 3/12 = 300,000$
2014年6月30日	200,000	-	200,000	$200,000 \times 0/12 = 0$
合計	2,200,000	700,000	1,500,000	375,000

* 特別借入 C700,000 が全額使用されたため、残りの支出を一般借入に配分しています。

一般借入に関する資産化率は、適格資産を取得するために特別に行った借入を除く、当期中の借入金残高に対する借入コストの加重平均です。

加重平均借入コスト: $12.5\% (1,000,000/2,500,000) + 10\% (1,500,000/2,500,000) = 11\%$

資産化される借入コスト	金額 (C)
特別借入分	65,000
一般借入分 (C375,000 × 11%)	41,250
合計	106,250
特別借入に係る利息収益控除額	(20,000)
資産化に適格な金額	86,250

したがって、資産化される借入コストは、C86,250 となります。

3.11 それぞれの適格資産が完成すれば、特別借入は一般借入に振替えられますか

はい。特定の適格資産が完成したときに特別借入が返済されない場合、それらが残高として残っている限り、一般借入になります。

適格資産の取得に直接起因する借入コストは、適格資産に係る支出が行われなかった場合には回避されたであろう借入コストです。現金が他の適格資産に使われない場合には、その特別借入の返済に充てることができ、それにより借入コストを回避することができます(すなわち、当該借入コストは他の適格資産に直接起因するといえます)。

3.12 適格資産の建設を第三者が行う場合、当該資産の取得のための第三者に対する前払金に関して借入コストを資産化しますか

はい。適格資産に関する前払金の資金調達のために企業で発生した借入コストは、企業が建設する資産について発生する借入コストと同じ方法で資産化されます。

資産化の開始時期は、次の 3 つの条件がすべて満たされた時点となります。3 つの条件とは、支出が発生していること、借入コストが発生していること、および当該資産を意図した使用または販売に向けて資産を整えるために必要な活動が進行中であること、です。

資産に係る支出は、前払が行われた時点で発生します(分割による支払)。借入コストは、借入金を調達した時点で発生します。最後の条件である、「当該資産が意図した使用または販売に向けて資産を整えるために必要な活動が進行中であること」は、事実と状況によって異なる可能性があります。

3.13 子会社を取得するために借入契約を締結している場合に、この借入から発生する借入コストは資産化に適格な一般借入コストから除外されますか

いいえ。国際会計基準審議会 (IASB) は、2009 年、適格資産以外の資産を取得するために特別に生じた債務を一般借入から除外できるかどうかについて検討しました。IASB は、IAS 第 23 号が適格資産を取得するために使う債務のみを資産化率の決定から除外していることに着目しました。そのため、資産化に適格なコストを決定する際には、特別借入以外のすべての借入を考慮に入れる必要があります。

3.14 借入コストが会計上で資産化され、税務上では費用処理される場合、資産化する借入コストは関連する税効果の控除後とする必要がありますか

借入コストは、税金の影響を含めた総額で資産化する必要があります。税効果は、繰延税金の算定において考慮されることになります。

4. 企業グループの財務諸表における借入コスト

企業グループの連結財務諸表における借入コストの資産化に関連して、多くの実務上の論点が提起されています。「連結財務諸表において資産化に適格な借入コストは、子会社の財務諸表において子会社が資産化した借入コストの単なる合計でよいか。」「グループ内のある企業に適格資産があり、グループ内の別の企業に一般借入がある場合、連結財務諸表において資産化される一般借入の金額はどのようになるか」といった質問が提起されました。

適格資産の建設資金がグループ企業間貸付によって調達されている場合、グループ内の企業の財務諸表自体に特有の論点があります。このセクションでは、グループの連結財務諸表とグループにおける各企業の財務諸表の両方で生じる論点に焦点を当てています。

4.1 ある子会社が適格資産の建設資金をグループ企業間貸付により調達している場合、その貸付により発生する借入コストは、当該子会社の個別財務諸表上で資産化されますか

はい。借入コストは、子会社で生じる実際原価の範囲内で、当該子会社の個別財務諸表上、資産化されます。

4.2 ある子会社が親会社からの増資によって適格資産の資金調達を行っている場合、概念上の借入コストの金額を当該子会社の個別財務諸表上で資産化することができますか

いいえ、子会社では何ら借入コストが発生していないため、資産化できません。本基準は、資本の実際原価または帰属原価の資産化を認めていません。

4.3 上記 4.1 および 4.2 と同じ事案で、グループ企業間の貸付あるいは増資は、親会社が銀行からの借入によって調達しているとした場合、親会社の財務諸表においてどのように会計処理されますか

親会社の個別財務諸表においては、子会社に対する投資のみが認識されます。この投資は適格資産には該当せず、したがって、借入コストは資産化できません。

一方、親会社の連結財務諸表においては、借入コストの資産化が要求されます。ただし、グループ企業間貸付により子会社で発生した借入コストの金額については、企業グループ全体の観点から、当該適格資産の資金がどのように調達されたかを反映するよう、以下のように調整される可能性があります。

- 企業グループが外部の一般借入を使用している場合、子会社によって資産化された借入コストについて、企業グループレベルの資産化率と子会社が使用している資産化率とが異なる場合は、借入コストを調整しなければなりません。
- 企業グループが特別の外部借入を使用している場合、当該外部借入の借入コストと子会社が資産化した借入コストの金額とが異なる場合には、借入コストを調整しなければなりません。

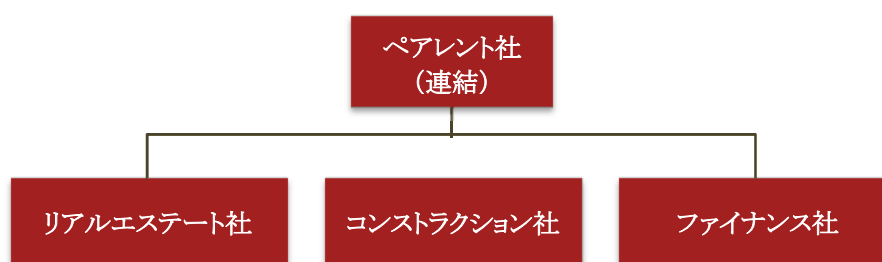
IAS 第 23 号に従って計算し、資産化した借入コストは、企業グループレベルで発生した借入コストの金額を超過することはできません。

4.4 適格資産がグループ内のある企業にあり、一般借入がグループ内の別の企業にある場合、借入コストはどのように決定されますか

連結財務諸表は単一企業の財務諸表であるかのように作成されます。したがって、次の指針が有用となります。

1. グループ内の持分は、連結財務諸表において消去される。
2. 親会社と子会社のすべての借入金は、通常、ひとつのプールに含まれる。ただし、グループ企業間の資金の移動に重要な制限がある場合はこの限りではない(例えば、政府によって課せられる通貨規則またはその他の規制)。

設例ーグループ企業間の状況



- ペアレント社は自身の営業活動を行っていませんが、子会社のための管理部門を運営しています。
- グループ企業における財務活動および資金管理は本部で行っています。
- ファイナンス社は資金調達のためにのみ当グループが使用しているビークルです。
- 当グループ内のすべての企業は IFRS を適用して財務諸表を作成しています。

以下の情報は、当期に関連するものです。

リアルエステート社

- 年利 7% の C1,000,000 の外部一般借入がある。
- 当期中の適格資産の支出は C1,540,000 である。
- すべての建設作業は、コンストラクション社が行った。リアルエステート社への請求金額には 10% の利益マージンが含まれていた。

コンストラクション社

- 当期中の借入はない。
- 適格資産の建設に係る C1,000,000 の支出について、自己資金で賄った。

ファイナンス社

- 外部から年利 7% で C2,000,000 の資金調達を行い、親会社に一般事業目的のために年利 8% で貸し付けた。

ペアレント社

- 新たな子会社買収のため、ファイナンス社からの資金を使用した。
- リアルエステート社およびコンストラクション社の適格資産と異なる適格資産は有していない。
- 当期中に他の事業体への貸付は行っていない。

質問: 当期の 4 社のそれぞれの財務諸表において、資産化に適格な借入コストの金額はいくらでしょうか。

解答

ファイナンス社

適格資産に係る支出は発生しておらず、そのため、ファイナンス社が資産化できるものではありません。

リアルエステート社

リアルエステート社の財務諸表における利息費用の合計は C70,000 です。適格資産に係る支出は借入金総額を上回っており、そのため、この利息の合計額を資産化することができます。

コンストラクション社

利息費用は発生しておらず、そのため、コンストラクション社が資産化できるものではありません。

ペアレント社の連結財務諸表

当グループの一般借入合計

$C1,000,000$ (リアルエステート社) + $C2,000,000$ (ファイナンス社) = $C3,000,000$

ペアレント社は、子会社を買収するために借入で調達した資金を使用しましたが、この借入は一般借入のプールから除外できません。

当グループにおける利息の支払合計額 = $C3,000,000 \times 7\%$ = $C210,000$

当グループの適格資産に係る支出合計額を計算します。コンストラクション社がリアルエステート社に請求した利益マージンは消去されます。

リアルエステート社: $C1,540,000 / 1.1 = C1,400,000$

コンストラクション社: $C1,000,000$

適格資産に係る連結上の支出合計: $(C1,400,000 + C1,000,000) = C2,400,000$

資産化率 = 7%

資産化に適切な借入コスト = $C2,400,000 \times 7\%$ = $C168,000$

当グループにおける利息の支払合計額は、資産化に適切な借入コスト(適格資産に対して発生した実際の支出額に基づき算出された借入コスト)を上回っています。

したがって、資産化できる借入コストは $C168,000$ のみとなります。

5. 為替差損益

IAS 第 23 号は、金利コストの調整とみられる範囲まで、借入に関連する為替差損益の資産化を要求しています。金利コストの調整である利得および損失には、企業が機能通貨で資金を借入れた場合に発生するであろう借入コストと外貨建借入金に関して実際に発生する借入コストとの間の金利差が含まれます。為替差損益には、その他の経済的な要因の影響も含まれる可能性があります。このため、為替差損益のうち、2 国間の金利差によって生じ、金利コストの調整に相当する部分をどのように判断するかが問題となります。以下に、実務で頻繁に生じるいくつかのシナリオを検討します。

機能通貨よりも強い通貨建ての借入金に係る為替差損

企業の機能通貨よりも強い通貨建ての借入金の金利は、通常、当該機能通貨建ての同等(等価)の借入金の金利よりも低くなります。ある期間に、借入金の通貨に対して機能通貨が下落した場合、企業には当該借入金に関する為替差損が生じます。

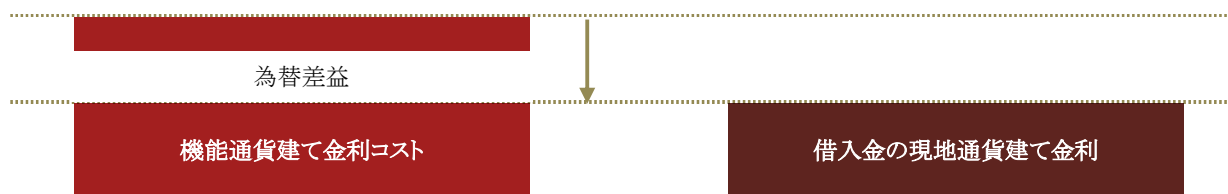


外貨建借入金の費用合計(金利コストに為替差損を加えたもの)は、同等の機能通貨建ての借入金に関する金利コストに近似します。この場合、為替差損は、より低い金利を相殺し、金利コスト(または、少なくともその一部)の調整を示す可能性が高くなります。このように、為替差損は金利コストへの加算項目となります。また、資産化可能な実際の損失額を決定する必要があります。本セクションの最後に掲載している解説を参照ください。

機能通貨よりも弱い通貨建ての借入金に係る為替差益

企業は、事業を営む国の通貨とは異なる機能通貨を採用している場合があります。これは、子会社が海外親会社から独立しているとは考えられず、そのため親会社と同じ機能通貨を採用しているような場合に起こる可能性があります。また、米ドルが川上の企業の機能通貨であることが多い、石油業界などの一部の特定産業でも発生します。そのため、企業は、現地通貨よりも強い機能通貨を有している可能性があります。

現地通貨建ての借入金の金利は、企業の機能通貨建ての同等の借入金に関する金利よりも高くなる可能性があります。借入金の通貨が企業の機能通貨より下落した場合、企業は為替差益を計上します。



現地通貨建ての借入金に関する高い金利コストは、為替差益によって一部相殺されます。現地通貨建て借入金の費用純額は、企業の機能通貨建ての同等の借入金に関する金利コストに近似します。この状況において、為替差益は、より高い金利を相殺し、金利コスト(または少なくともその一部)の調整を示す可能性が高くなります。このように、為替差益は金利コストからの控除項目となります。また、資産化可能な実際の損失額を決定する必要があります。本セクションの最後に掲載している解説を参照ください。

上記の2つのシナリオは、異なる通貨建ての借入コストの総額が著しく異なるようなことは見込まれないことを説明しています。多くの場合、為替差損益は、異なる通貨建ての借入のコストを平準化し、そのような場合の金利コストの調整であると考えられます。しかし、2国間の金利差は、これらの通貨間為替レートに影響を与える唯一の要素ではありません。失業率、生産性、または政府通貨規制などの他の経済的な要因が為替レートに重要な影響を与える可能性があります。それぞれの要因が為替レートにどのように影響するかを断定することは困難です。最も単純な話として、為替差損益が異なる通貨建ての借入コストを、近似させるのではなく、乖離させる場合には、金利コストの調整とみなすことはできません。

IAS 第 23 号は、借入コストに含めることができる為替差損益の金額の見積りに、どのような方法を使用すべきか規定していません。

最近の討議では、IFRIC スタッフにより以下の 2 つの方法が検討されました。

1. 為替の変動部分を企業の機能通貨建ての同様の借入金に関する金利に基づいて見積もる方法
2. 為替の変動部分を借入開始時点の為替予約レートに基づいて見積もる方法

上記のいずれかの方法を用いる場合でも、企業は、実際に発生したコストの合計よりも多くのコストを資産化することはできません。上記以外の方法を使用することも可能かもしれませんが、経営者は、為替差損益のうちどの部分を資産化できるかを評価するのに判断を用いることになり、使用した方法は会計方針としての選択となります。選択した会計方針は、利得か損失かにかかわらず為替差損益に対して首尾一貫して適用する必要があります。

6. 資産化の終了

適格資産が部分的に完成し、各部分が個別に使用または運用できる場合があります。特定の工程または部分についての資産化は、当該部分が意図した使用または販売が可能となった時点で終了します。その後の各工程については、それぞれの建設期間にわたって借入コストの資産化を行います。

設例—各工程で完成した資産

テレコム企業 A 社が、3G ネットワークを展開中です。A 社は、サービスエリア人口の 60%の加入を達成すれば、3G のサービス提供を開始する予定です。18 か月続く展開期間中に、A 社は、基地局やリース回線、基地局と基幹回線網の間のマイクロ波中継をテストして基地局の展開を完了します。ネットワーク基地局のテストは、A 社が 60%の加入を達成するまで続きます。すべての基地局でのいくつかの最終テストは、商用開始直前に完了し、ネットワークの運用の準備ができていないことを確認する上で不可欠です。

A 社はどの期間にわたって借入コストを資産化しますか。

A 社は、サービス展開の開始から、ネットワーク全体の運用準備ができたことを確認できるまでの間に発生する借入コストを資産化します。ネットワークの一部が一定期間にわたって建設され、ネットワークのテストの多くは 18 か月の展開期間にわたって完了しますが、ネットワークの運用準備の最終テストやサインオフは、A 社がネットワーク開始の準備ができる直前まで完了していません。

ネットワークの資産は、サービスエリア人口の 60%をカバーする最終ネットワークテストまで、経営者が意図した方法による使用の準備ができていないといえます。残りの 40%の資産化は、当該 40%部分の建設活動が開始された時点で開始します。

7. IAS 第 23 号と IAS 第 11 号の相互関係

ある企業が、IAS 第 11 号「工事契約」が適用される工事契約に従って顧客の資産を建設中です。IAS 第 11 号により会計処理される資産の建設に直接起因する借入コストは、IAS 第 23 号および IAS 第 11 号に従って工事契約原価として取り扱われ、資産のコスト合計に含まれます。

建設会社の財務諸表において資産化される借入コストの金額は、契約に関して事前に受け取った顧客からの支払を控除した正味の金額に基づいて決定されます。顧客から受け取った前受金が、発生した工事契約原価を超過し、建設期間を通じて正味の金額が貸方残である場合、資産化される借入コストはありません。顧客の支払金額により資金が調達されているため、建設会社では何ら借入コストが生じないためです。

契約上の正味の金額は、建設期間中に借方残から貸方残に（またはその逆に）変わる可能性があります。資産化は、当該契約が借方残となる期間について要求されます。

8. 初度適用

IFRS に移行する企業は、これまですべての借入コストを費用処理していたか、従前の会計基準の下で IAS 第 23 号と異なる会計手法を用いていた可能性があります。IFRS 第 1 号は、IAS 第 23 号の遡及適用について経過措置を提供しており、2 つの選択肢を認めています。企業は、移行日と IAS 第 23 号第 28 項に従い経営者が開始日と指定するより早い日のいずれかの日から、IAS 第 23 号に従って借入コストの資産化を開始することができます。

企業は、IAS 第 23 号の適用を選択した日時点で、従前の会計基準に従って資産化した借入コストの金額を修正再表示する必要はありません。すでに建設中の適格資産について、この日付より後に発生した借入コストは、IAS 第 23 号に従って会計処理しなければなりません。

より詳しい情報については、inform.pwc.com にアクセスするか、PwC の担当者までご連絡ください。